

(参考様式第1-7号) 記載例

生産記録

(冬期湛水管理)

有機質肥料施用、畦補強等実施

有機質肥料施用、畦補強等未実施

有機質肥料未施用、畦補強等実施

有機質肥料未施用、畦補強等未実施

(注) 該当する項目の口に、■または✓を入れること。

※ 生産記録については様式を定めていませんが、参考様式として必要であろうと思われる項目をまとめましたので、都道府県にて生産記録を見直す際の参考としてご活用ください。

※ 全国共通取組の生産記録については、参考様式として農林水産省のHPIに掲載していますが、リビングマルチは地域特認取組のため、HPIには掲載しませんので、本様式の取扱いは環境保全型農業直接支払交付金行政担当者限りでお願いします。

組織名	環境営農組合
氏名	農林 七郎

ほ場名	実施面積	作物名(5割低減)
ほ場番号⑦	50a	水稻

- 複数ほ場について作成する場合は、交付金の交付金額の算定の基となるほ場面積がわかる書類と突き合わせられるように、通し番号等によって整理してください。
- 異なるほ場であっても、作業工程や肥培管理が同じ場合は、一枚の生産記録にまとめて記載できます。

- 取水措置、漏水防止措置の「措置方法」欄には、「(措置番号)」から該当する番号を記入してください。
- 定期的な水位管理の「措置方法」欄には、管理方法を記入してください。
- 漏水防止措置の「実施時期」欄については、過去に講じた漏水防止措置により新たに措置する必要がなかった場合には、過去に講じた時期を「〇年〇月頃」や「〇年頃」と記入してください。
- 「実施時期」欄には、年月日だけでなく、〇月上旬などの時期を記載することも可能です。
- 作業を実施した時期に幅がある場合は、「〇月〇日～〇日」や「〇月上旬～〇月中旬」と記入してください。
- 見込みで報告する場合は目安となる年月日の後に「(見込)」と記入してください。

- 実施時期欄には、湛水開始時期、排水開始時期、湛水期間を記入してください。

1 冬期湛水管理
(1) 主な作業

作業名	措置方法 (措置番号を記載)	実施時期	備考
取水措置	①	H30年12月5日～ H31年2月20日(見込)	
漏水防止措置	①	H30年11月3日、25日	
定期的な水位管理	定期的なほ場巡回により 水位を確認	約4日ごと	
生きもの調査		H31年1月中旬	

(措置番号)

取水措置	漏水防止措置
① 地下水をくみあげ	① 畦塗り
② 排水路の水をくみ上げ	② 畦畔シートの設置
③ 水権利のある農業用水からの取水	③ 定期的なほ場巡回による 畦畔等の補修
④ その他(具体的に記載すること)	④ プラスチック製の畦畔カバー
	⑤ コンクリートブロック
	⑥ その他(具体的に記載すること)

(2) 湛水期間

	実施時期	備考
湛水開始時期	H30年12月5日	
排水開始時期	H31年2月20日 (見込)	
湛水期間	約2ヶ月半	

(3) 有機質肥料の施用

資材等の名称	使用時期	使用量(kg/10a)	購入金額(注)
米ぬか	H30年11月下旬	60	0円
くず大豆	H30年11月下旬	50	0円
合計			0円

(注) 購入金額の欄には、10a当たりの金額を記載すること。

- 有機質肥料とは、「有機質資材を原料とした肥料(有機質資材以外が原料として含まれている肥料は含めない)」を指しています。
- 使用量については、資材の種類やほ場の状態により異なるため、明確な基準はありませんが、「冬期湛水管理で施用する有機質肥料」と「その他に使用する肥料」における窒素及びリン酸の各成分量の合計が、都道府県の施肥基準等を上回り、過剰な施用となることがないように注意してください。
【使用量例：米ぬか 約60kg/10a、くず大豆 約50kg/10a等(資材の種類やほ場の状態により異なるため、あくまでも一例)】
- 施肥管理計画上、冬期湛水管理の有機質肥料の施用が不要な場合には、無理に施用しないでください。
- 「資材等の購入金額」の合計が10a当たり3,000円以上の場合に、「購入実態のある有機質肥料」とみなしますのでご注意ください。(購入した有機質資材と無償の有機質資材を原料とした自給肥料の場合は、購入した有機質資材の合計が10a当たり3,000円以上である必要があります。)

2 5割低減の取組

(1) 主な作業

作業名	実施時期	備考
播種	H30年5月上旬	
定植	H30年5月31日	
収穫(終了日)	H30年10月中旬	

・ 作業名にある主な作業の実施時期を記入してください。
 ・ 見込みで報告する場合は目安となる年月日の後に「(見込)」と記入してください。

計算の仕方
 殺虫剤(2成分) 1回 × 2成分 = 2
 殺菌剤(1成分) 1回 × 1成分 = 1
 殺菌剤(2成分) 1回 × 2成分 = 2
 殺虫剤(1成分) 1回 × 1成分 = 1
 合計 6
 「合計」欄には化学合成農薬成分回数の合計値を記入してください。

「使用肥料」、「使用農薬」欄には、生産過程等において使用した全ての肥料・農薬について、化学肥料窒素成分の割合、使用時期、使用量、化学合成農薬成分回数等を具体的に記載してください。
 ※ 「使用肥料」欄において(A)の合計 ≤ (B)の値、「使用農薬」欄において(C)の合計 ≤ (D)の値となっているか確認すること。

(2) 使用肥料 (1(3)の有機質肥料以外)

資材等の名称	化学肥料窒素成分の割合(%)	使用時期	使用量(kg/10a)	うち化学肥料窒素成分量(kgN/10a)(A)	慣行の5割低減の水準(kgN/10a)(B)	備考
稲わらすき込み	-	H30年11月中旬	-			
〇〇有機	10	H30年4月中旬	20	2.0		
〇〇化成	0.5	H30年4月中旬	50	0.25		
合計				2.25	3.5	

計算の仕方
 $20\text{kg}/10\text{a} \times 10\% = 2.0\text{kgN}/10\text{a}$
 $50\text{kg}/10\text{a} \times 0.5\% = 0.25\text{kgN}/10\text{a}$
 合計 2.25kgN/10a
 「合計」欄には化学肥料窒素成分量の合計値を記入してください。

(注1) 化学肥料窒素成分を含まない有機質肥料も含めて記入すること。
 (注2) (A)の合計 ≤ (B)の値となっているか確認すること。

(3) 使用農薬

農薬名(剤型等、商品名)	使用時期	化学合成農薬成分回数(C)	慣行の5割低減の水準(成分回数)(D)	備考
〇〇殺虫剤	H30年5月上旬	2		
〇〇殺菌剤	H30年6月上旬	1		
〇〇殺菌剤	H30年8月中旬	2		
〇〇殺虫剤	H30年8月下旬	1		
合計		6	8	

(注1) フェロモン剤、生物農薬等カウントしない農薬も含めて記入すること。
 (注2) (C)の合計 ≤ (D)の値となっているか確認すること。

・ 慣行の5割低減の水準を記入してください。
 ・ 化学合成農薬成分回数が慣行の5割以上削減されていることを確認してください。

・ 購入した有機質肥料を施用した場合には、購入伝票等の写しを証拠書類として保管してください。
 (有機質肥料の購入伝票等の写しを保管書類とする場合)

・ 生きもの調査の結果が記載された書類の写しを証拠書類として保管してください。
 (生きもの調査の結果が記載された書類の写しを保管書類とする場合)

3 保管書類

漏水防止の措置状況がわかる写真(新たに措置を行った場合)

有機質肥料の購入伝票等(※)

生きもの調査の結果が記載された書類

出荷・販売伝票(10a未満の取組の場合)

※ 購入した有機質資材と無償の有機質資材を原料とした自給肥料の場合は、原料の種類・量・購入金額、製造期間、製造場所、製造した肥料の量等を記載した書類を保管すること。

(注) 保管してある書類名の口に、 または を入れること。

・ 漏水防止措置を新たに措置した場合には、措置した内容がわかる写真(措置前、措置後の写真)の写しを証拠書類として保管してください。
 (漏水防止の措置状況がわかる写真の写しを保管書類とする場合)

※ 以下の化学肥料、化学合成農薬については使用量、使用回数に算入しないことができます。
 ○ 有機農産物の日本農林規格の別表1の肥料、別表2の農薬(平成30年度環境保全型農業直接支払交付金 取組の手引き 8~10頁参照)
 ○ 化学合成農薬を使用することなく生産された種子や苗等の入手が困難な作物の場合、種子や苗等に使用されている化学合成農薬(この場合、種子や苗等に使用された化学合成農薬の使用回数を除いた数値を、慣行の5割低減の水準(成分回数)として利用します。)
 ○ 植物防疫法第23条に基づき実施される警報に基づく防除において使用される化学合成農薬